

# 警戒体制の発令基準及び措置事項

## 台風の場合

		船舶等が措置すべき事項
<p>第1 ( 荒天警戒体制 )</p>	<p>尾道系崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港が、原則として台風の風速15m/s以上の強風域に入るおそれがあると判断された場合に発令される。 発令時期は、強風域に入る6時間前までに発令される。</p>	<p>① 船舶は、台風の動向に留意して乗組員を待機させ、船舶代理店等関係機関と連絡を密にして荒天準備を行うほか、必要に応じて直ちに運航できるよう体制を整える。 ② 旅客船、カーフェリーは、予定航路の気象状況の把握に努め、運航基準を厳守する。 ③ 荷役中又は荷役準備中の船舶は、早急に荷役を完了するか、緊急を要する場合以外は荷役を見合わせる。 ④ 工事現場においては、荒天準備を行い資器材の流出防止措置を講じるとともに、作業中の船舶は、早急に作業を完了するか作業を一時中止し、速やかに避難準備をする。 ⑤ 木材水上荷卸し作業、又は木材燻蒸作業中の船舶は、早急に作業を完了するか作業を一時中止し、速やかに避難準備をする。 ⑥ 係留施設の管理者は、当該施設にある資機材等の海上への流出防止措置を講じる。</p>
<p>第2 ( 避難勧告体制 )</p>	<p>尾道系崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港が、原則として台風の風速25m/s以上の暴風域に入るおそれがあると判断された場合に発令される。 発令時期は、暴風域に入る6時間前までに発令される。</p>	<p>① 港内にある大型船舶及び危険物積載船舶は、原則として港外の安全な場所へ速やかに避難する。 (注)船舶が避難勧告に応じない場合で、港長等が必要と認めるときは、港則法第37条等の規定に基づく退去等を命じられることがある。 ② 港内で避難する船舶は、自船の状況や気象・海象状況などに警戒しながら避難する。 ③ 荷役及び各種作業中の船舶は、直ちに安全な場所へ避難する。 ④ 貯木場管理者及び木材関係者は、木材流出防止のための厳重な見回りを行うなど監視体制を強化する。 ⑤ 係留施設の管理者は、係留船舶の状況及び当該施設にある資機材等の海上への流出防止のための厳重な見回りを行うなど監視体制を強化する。</p>

# 警戒体制の発令基準及び措置事項

## 津波の場合

気象庁から広島県沿岸に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発令された場合、港長等から下記のとおり警戒体制が発令されるが、時間的に余裕がないことも考えられることから、船舶は津波注意報、津波警報又は大津波警報を入手した場合、警戒体制の発令を待つことなく、速やかに第1又は第2警戒体制発令時と同様の避難措置を講じるものとする。

当該措置に際して、船舶は、人命の安全を第一に考え、安全サイドに立った措置を行うものとし、津波到達までに時間的余裕がある場合は、港外避難等を主眼に置いて措置し、また、津波到達までに時間的余裕がない場合は、まず、乗組員・乗客・作業員を陸上の安全な場所に避難させることを念頭に置き対応するものとする。

		船舶等が措置すべき事項
第1（注意喚起体制）	気象庁から広島県沿岸に津波注意報が発表された場合に発令される。	<p>船舶は、つぎのとおり避難措置を行うほか、別表2「津波への船舶対応表」を参考に対応する。なお、自主的に第2警戒体制（避難勧告）に準じて避難することを妨げるものではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 船舶は、直ちに荷役の中止、乗組員の帰船及び乗客の安全確保等の措置を講じるとともに、避難準備として機関の運転ができるようにする。</li> <li>② 岸壁係留中の船舶は、係留策を長くし、増しもやいする等必要な係留強化措置を講じる。</li> <li>③ 危険物荷役中の船舶は、前記の対策をとる他、必要な危険物安全措置を講じる。</li> <li>④ 工事現場及び貯木場の関係者は、可能な限り、資器材、木材の流出防止措置を講じる。</li> </ol>
第2（避難勧告体制）	気象庁から広島県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表された場合に発令される。	<p>船舶は、つぎのとおり避難措置を行うほか、別表2「津波への船舶対応表」を参考に対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 船舶は原則として港外の安全な海域に避難する。ただし、岸壁係留中で時間的に避難できない船舶については、係留強化を行う等、可能な限りの保安対策を講じる。 また、錨泊船、浮標係留船舶で、津波到着予想時刻までに揚錨し、避難するに十分な時間がとれない船舶については、錨泊、係留した状態で機関を準備し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。</li> <li>② 工事現場及び木材貯木場の関係者は、直ちに陸上の安全な場所へ避難する。</li> <li>③ 係留施設の管理者は、関係船舶等がすみやかに港外退避できるよう可能な限り出港準備に協力する。</li> </ol>

# 警戒体制の発令基準及び措置事項

## 発達した低気圧等異常気象の場合

		船舶等が措置すべき事項
<p>第1（荒天準備体制）</p>	<p>港長等が尾道系崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港において海難等の海上災害の発生が予想されると判断した場合に発令される。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 船舶は、台風の動向に留意して乗組員を待機させ、船舶代理店等関係機関と連絡を密にして荒天準備を行うほか、必要に応じて直ちに運航できるよう体制を整える。</li> <li>② 旅客船、カーフェリーは、予定航路の気象状況の把握に努め、運航基準を厳守する。</li> <li>③ 荷役中又は荷役準備中の船舶は、早急に荷役を完了するか、緊急を要する場合以外は荷役を見合わせる。</li> <li>④ 工事現場においては、荒天準備を行い資器材の流出防止措置を講じるとともに、作業中の船舶は、早急に作業を完了するか作業を一時中止し、速やかに避難準備をする。</li> <li>⑤ 木材水上荷卸し作業、又は木材燻蒸作業中の船舶は、早急に作業を完了するか作業を一時中止し、速やかに避難準備をする。</li> <li>⑥ 係留施設の管理者は、当該施設にある資器材等の海上への流出防止措置を講じる。</li> </ol>
<p>第2（避難勧告体制）</p>	<p>港長等が尾道系崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港において海難等の海上災害の発生が予想されると判断した場合に発令される。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 港内にある大型船舶及び危険物積載船舶は、原則として港外の安全な場所へ速やかに避難する。 (注)船舶が避難勧告に応じない場合で、港長等が必要と認めるときは、港則法第37条等の規定に基づく退去等を命じられることがある。</li> <li>② 港内で避難する船舶は、自船の状況や気象・海象状況などに警戒しながら避難する。</li> <li>③ 荷役及び各種作業中の船舶は、直ちに安全な場所へ避難する。</li> <li>④ 貯木場管理者及び木材関係者は、木材流出防止のための厳重な見回りを行うなど監視体制を強化する。</li> <li>⑤ 係留施設の管理者は、係留船舶の状況及び当該施設にある資器材等の海上への流出防止のための厳重な見回りを行うなど監視体制を強化する。</li> </ol>

## 津波への船舶対応表

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
			大型船、中型船（漁船を含む）			小型船 （プレジャーボート、小型漁船等）		
			港内着岸船		錨泊船、浮標係留船 （作業船を含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
			一般船舶 （作業船を含む）	危険物積載船舶				
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ) 10m	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
	5m (5m<予想高さ≤10m) 5m (0m<予想高さ≤5m)	有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は 港外退避
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は 港外退避
津波注意報	1m (0.2m<予想高さ≤1m)		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は 港外退避
備考				事業者側で予め対応マニュアルを作成	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

津波来襲までの時間的余裕

有り：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

無し：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。

港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）。

係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。）。

陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

\* 上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域（港）の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。  
また、船舶においては利用港で検討された対応策が反映された津波対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。